



# 知っていますか？

## 「敦賀市手話言語条例」 「敦賀市障がいのある人の 情報取得・コミュニケーション支援に関する条例」

障がいのある人もない人も、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指し、2つの条例では、市の責務（理解促進のための施策の実施）、市民の役割（施策への協力）および事業者の役割（施策への協力や障がいのある人への合理的配慮）などを明確化しています。皆さんご理解とご協力をお願いします。

### 手話は言語

「手話」とは、\*ろう者の言語です。手指、体の動き、表情を使って視覚的に表現する「目で見る言葉」です。しかし、手話に接する機会は少なく、手話や聴覚障がいに対する理解が深まっていないといえます。

「敦賀市手話言語条例」では、手話を言語として認めるとともに、手話に対する理解の促進を図ります。手話がいやしくなる環境を整えることにより、ろう者とう者以外の人たちが相互に理解し合い、共に暮らすことができる地域の実現を目指します。

\*「ろう者」：耳が不自由な方のうち、手話でコミュニケーションを取って日常生活を送る方たち

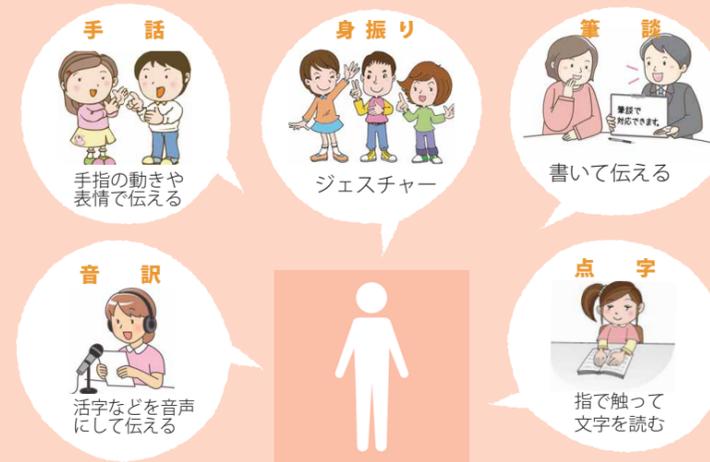


### 障がいに応じた多様なコミュニケーションツール

コミュニケーションツールは日常生活を送る中で、意思や感情を理解し、伝えるために必要なもので、障がいのある人は文字や音声言語のほか、手話、点字、代筆、代読などを活用しています。しかし、これらが十分に理解されているとは限らず、情報取得やコミュニケーションを取る上での障壁となつていきます。

「敦賀市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション支援に関する条例」では、障がいのある人自らが選択した方法により、コミュニケーションが取れ、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しています。

## 障がいに応じたコミュニケーション手段をご紹介します。



### 市役所窓口を設置している コミュニケーションツールの紹介

耳が聞こえない人や聞こえづらい人、話し言葉でのコミュニケーションが困難な人が、安心してお手続きができるよう、市役所窓口で筆談用ボードやコミュニケーションボードを用意しています。



筆談用ボード コミュニケーションボード

- 合理的配慮の提供例
- 車いす利用者のために段差に携帯スロープを設ける
- 手に障がいのある方への飲み物に、ストローを入れて提供する
- 右ページで紹介している手段で意思疎通の配慮を行う障がいの特性に応じた休憩時間の調整など、ルールや慣行の柔軟な変更を行う

合理的配慮とは、そのバリアを取り除くために、負担が重すぎない範囲で、段差の解消や筆談での意思疎通などの対応に努めることです。令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行されます。これにより、民間事業者においても合理的配慮が法定義務化されますので、これらの趣旨を理解してもらいながら、障がいのある人に対する合理的配慮の提供について、ご協力をお願いします。

## 敦賀市が実施した活動を紹介します



▲市職員向け筆談体験講習会



▲市民向け手話講習会



▲広報つるが手話コーナー ※P19に掲載しています。



▲障がい者団体等向け消防講習会



## 手話を学びませんか（敦賀市手話奉仕員養成講座）

敦賀市では、手話を学び、聴覚に障がいのある人と会話し、共に活動や支援をすることを目標に、手話奉仕員を養成するための講座を開催しています。初めて手話に触れる人も楽しく学べます。

- 入門課程（全21回）  
手話を初めて学ぶ人が対象です。
- 基礎課程（全27回）  
入門課程を終えた人が対象です。
- ▶1年おきに実施しています。
- ▶今年は入門課程を実施します。詳しくはP12をご覧ください。



問い合わせ先 地域福祉課 ☎22-8176